

平成30年5月
内閣官房番号制度推進室
内閣官房IT総合戦略室

【経緯】

- 「経済・財政再生アクション・プログラム2016」（平成28年12月21日経済財政諮問会議）を受け、各府省の協力を得て取りまとめ。

【考え方】

- マイナンバー制度は、「国民の利便性向上」「行政の効率化」「公平・公正な社会の実現」を目指すもの。
- その効果は、国民、事業者、国、地方公共団体など官民に幅広く波及。
- 定量化が困難なものも多く、仮に定量化を試みる際には、一定の前提の下での粗い試算にならざるをえない。
- その上で、
 - ・情報連携・マイナンバーカード・マイナポータルの徹底活用を前提に、「目標となる姿」を想定。
 - ・「国民・事業者」における効果と「行政機関等」における効果に大別して年間の効果を整理。
 - ・定性的な効果と、可能なものは機会費用を含め定量的な効果を例示・推計。
 - ・定量的効果は、機会費用分も含め、一定の前提を置いた上で、「書類作成事務の削減」「窓口への移動時間等の削減」といった各種効果要素の組合せによる想定単価に、発生件数を乗じて算出。

【取りまとめ結果】

- 別添のとおり
- 主な効果項目 64項目
 - ・「国民・事業者」において35項目、「行政機関等」において29項目
 - ・定性的効果31項目、定量的効果33項目